

平成19年11月22日

焼津市長 戸本 隆雄 様

焼津市行政改革懇話会
会長 後 藤 俊 夫
同 補助金検討分科会
座長 大 石 人 士

行政改革懇話会において、市単独の補助金について、補助金検討分科会を設置して審議を行い、行政改革懇話会の意見として取りまとめましたので、別紙のとおり提言いたします。

提 言 書

～新たな補助金制度の指針として～

平成 1 9 年 1 1 月

焼津市行政改革懇話会

目次

1	はじめに	1
2	個別補助金の検討結果	2
3	焼津市の単独補助金の現状と課題	3
4	今後の補助金制度のあり方について	6

資料編

行政改革懇話会委員名簿	9
補助金検討分科会開催日程	9
個別補助金検討一覧	10
焼津市補助金等交付規則	29

1 はじめに

平成17年8月に改定された「焼津市行財政改革推進プラン」の様々な取り組みの一環として、市単独補助金の見直しについて検討を行うため、「焼津市行政改革懇話会補助金検討分科会」を設置し、平成19年2月22日から平成19年10月4日の間、計10回の会議を重ねてきました。

この間に、92件の補助金について、担当部署から主に事務事業評価と実績報告をもとに説明を受け、個々の補助金の今後のあり方について検討・評価し、「廃止」、「改革改善」、「現行どおり」の意見を取りまとめてきたところです。

審議に当たって、個々の補助金の持っている意味は非常に深く、一概に評価してよいのかとも思われましたが、行政改革の中で看過できない課題であり、「公益性が十分に果たされているのか」という補助金の原点に立ち戻って議論し、委員の意見をなるべく多く出させていただきました。

また、個々の補助金の検討を進める中で、焼津市の補助金制度の課題がはっきりしてきましたので、その課題を明らかにするとともに、今後の補助金制度のあり方について検討し、取りまとめたところで

あります。

市にあっては、この報告書の趣旨を斟酌し、速やかに行動を起こし、実施可能とすべく手段・方法を十分検討して実現されるように要望します。

また、本市の補助金制度が、行政改革の大きな目的である市民への説明責任を果たし、かつ時代に即応した市の戦略に基づいた、市民に開かれた制度となることを、併せて切望いたします。

なお、今後も厳しい行財政運営が予想されるため、地域組織との新たな協働を一層推進していく必要があるという意見が多く出されたことを、付記いたします。

2 個別補助金の検討結果

92件の市単独補助金について検討した結果、以下のとおりの評価になりました。

廃止	15件
改革改善	74件
現行どおり	3件

3 焼津市の単独補助金の現状と課題

平成17年度決算段階で整理したところ、継続的に補助している市単独の補助金の件数は117件、補助総額は3億1,926万円でした。

また、その内容も、団体の活動を支援するもの、各施策を推進するために奨励的に交付されているもの、市民の経済的負担を軽減する目的のもの、福祉や教育などの水準を高めるために支援するものなど、分類すればきりが無いほど多様な内容でした。

さらに、その補助の対象も、市民個人を対象とするものから、地域の団体に対するもの、保育所や福祉施設などの公的団体に対するものなど様々でした。

これまで、その時々々の社会情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきましたが、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、交付を受けている団体等からすれば、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向が見受けられました。

今回、補助金内容について担当部署から説明を受ける中で、現行の補助金制度には、次のような課題があることがはっきりしてきま

した。

(1) 交付基準がわかりにくくなっています

補助金といっても多種多様な性格のものがあり、交付の考え方など、市民にわかりにくくなっています。補助金を分類・整理し、補助金の交付基準を明確化する必要があります。

(2) 補助期間が長期化しています

いったん創設されると長期にわたり存続しがちであり、いつから補助しているのかわからないほど長期化している補助金が多く見受けられます。終期や期間を設定すると同時に、定期的な見直しの必要があります。

(3) 効果の検証が不十分です

事務事業の内部評価を実施していますが、成果指標について数値の把握ができていないところもあり、必ずしも補助金の効果が検証されているとはいえません。効果を検証し、結果を公表していく必要があります。

(4) 必ずしも交付機会が均等ではありません

補助金の交付先が特定の対象に固定化しているものがあります。市民ニーズは多様化し、新たなニーズが次々に生まれていますので、補助金を受ける機会を平等に開かれたものにするため、「公募制度」のような開かれた補助金制度を構築する必要があります。

(5) 補助金が細分化されてわかりにくくなっています

同じような内容の補助金が多数あり、市民の目から見てわかりにくくなっています。特に運営費に対する補助が複数に分かれている場合など、統合を考える必要があります。

(6) 行政以外のチェックが行われていません

補助金の収支報告や実績報告などに、わかりにくい部分が見られます。市民も参画して補助金を審査する第三者機関等を設置し、効果、効率性、計画性、公平性をチェックする必要があります。

(7) 交付に至るプロセスがわかりにくくなっています

市民から見て、申請を受けてから補助金の交付に至るプロセ

スがわかりにくくなっていますので、補助金の交付過程の公開を図る必要があります。

4 今後の補助金制度のあり方について

(1) 補助金交付基準

交付基準を策定し、広く公表する必要があります。

(2) 補助金の審査

定期的（3年程度）に全ての補助金について見直しを行う必要があります。見直しに当たっては、市民も参画し、補助金の効果、効率性、公平性等を審査し、結果について公表する必要があります。

(3) 補助金の支給原則

A. 支給期間…原則として、各団体への補助金支給等は、育成期間の3年間を限度とします。

B. 補助率等…原則として、事業に対する補助は、補助対象を明確にするとともに、補助率は、自主的な公益的事業への支援ということから、1/2以下と

することが好ましいと考えます。それ以上の補助率の補助については、見直しの検討が必要と思われる

- C. 支給条件…ア. 原則として、補助金の交付に当たっては、
- 効果を測定できることを条件とする必要があります。
 - イ. 原則として、市民又は団体へ直接支給する必要があります。受給団体がさらに他団体へ補助金を支給することは望ましくありません。
 - ウ. 適切に会計処理されている団体等に支給する必要があります。

(4) 調査・報告

- A. 市補助金等交付規則第11条に基づいて報告及び調査をし、報告・調査内容を広く公表する必要があります。
- B. 団体の補助については、各事業年度の収支報告のみでなく、予算書、財産目録、事業計画書及び事業報告書等を提出させる必要があります。

(5) そ の 他

- A. 補助金については、整理統合に努め、補助金事務にかかる人件費の削減を図る必要があります。

- B. 市民創意による自主的な公益的活動を支援するため、公募による補助金制度を創設し、市民一般より公募したうえで審査支給することにより、市民との協働体制の充実を図っていく必要があります。

- C. 国・県の交付金・補助金事業が終わっても、引き続き市単独の補助金として続ける結果になることが多いので、補助金の継続可否を判断する仕組みを検討する必要があります。

- D. 毎年、補助金交付要綱の策定から実績報告書の受領まで、前年踏襲で同じ様に事務処理しているため、マンネリ化していると感じられますので、各部署で課題に気がついて改善出来るように、職員の意識改革を図っていく必要があります。

行政改革懇話会委員名簿

	氏 名		氏 名
会 長	後 藤 俊 夫	副会長	志 水 和 子
委員（補助金分科会座長）	大 石 人 士	委員	田 崎 裕 美
委員（補助金分科会委員）	大 石 有 紀	委員	谷 澤 清
委員（補助金分科会委員）	杉 井 裕 郎	委員	森 英 郎
委員（補助金分科会委員）	林 紘 一 朗	委員	岡 村 功 代

補助金検討分科会開催日程

回	開催日	議題
第1回	平成19年2月22日（木）	協議方法、スケジュールについて協議した。 11件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第2回	平成19年3月29日（木）	9件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第3回	平成19年4月19日（木）	10件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第4回	平成19年5月24日（木）	10件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第5回	平成19年6月21日（木）	12件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第6回	平成19年7月12日（木）	11件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第7回	平成19年7月26日（木）	13件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第8回	平成19年8月23日（木）	10件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。
第9回	平成19年9月27日（木）	6件の補助金について、補助金所管課より、委員に説明し、質疑を行った。 補助金検討分科会報告書の内容について、検討を行った。
第10回	平成19年10月4日（木）	評価が分かれた補助金の評価の統一を図った。 補助金検討分科会報告書の内容を検討し、報告書を取りまとめた。

個別補助金検討一覧

番号	補助金名称	補助概要	意見
1	焼津市狭あい道路整備に関する助成	狭あい道路(4m 未満)の整備促進のため、道路拡幅用地を寄付した者が支障物件を撤去・移設する費用等を補助	<u>改革改善</u> ・補助金の扱いではなく、工事費の中に取り込むべき。 ・路線ごとに計画性を持って事業執行すべき。
2	焼津市生けがきづくり補助金	緑のまちづくりの推進と地震災害防止のため、生けがきづくりに要する経費 ①樹木購入費 1/2 以内 6万円を限度 ②ブロック塀取り壊し工事費 1/2 以内限度額 5万円を補助	<u>改革改善</u> ・市民活動団体（緑化推進団体など）ともっと連携して実施すれば効率的になるのではないかと。 ・樹木購入上限額を減額すべき。 ・樹種の単価、苗木の単価の透明性を確保する手段方法を検討すべき。 ・緑化推進についての広報等は要するが、生け垣等に対する補助金支出には疑問。
3	焼津市水洗便所改造資金利子補給	下水道処理区域内で水洗便所に改造する資金の融資に伴う利子分を金融機関に補助 ※無利子で融資を受けられる	<u>現行どおり</u>
4	自治会振興事業等（地域体育振興事業補助金）補助金	市民が心身とも健康となるよう、自治会に対し、スポーツ活動の経費に対し予算の範囲内で、均等割、世帯割を算出根拠に補助(109万円)	<u>改革改善</u> ・世帯割の算式は、核家族化が進んでおり家族人数を反映すべき。 ・自治会ごとの参加実績も加味しマンネリ化を排除すべき。 ・一自治会あたり5万円弱の支給であり効果が不明である。 ・コミュニティづくり、健康づくりの中での位置付けの明確化が必要。
5	静岡県市町村対抗駅伝競走大会参加事業補助金	実行委員会に対し、静岡県市町村対抗駅伝競走大会に参加する焼津市代表チームの選手選考会、練習会等に要する経費の補助(70万円)	<u>改革改善</u> ・補助金額は他市町村の額を参考に支出すべき。 ・市民支援を大きくする工夫が必要。 ・被服費等の一部は、選手が負担すべき。 ・事業が全て補助金で運営されているので、補助内容の検討をすべき。

6	焼津市駅伝競走大会開催事業補助金	焼津市体育協会に対し、焼津市駅伝競走大会の開催に要する経費を補助(33万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自力運営を促進する必要がある。 ・事業にかかる金額を減らす工夫を。 ・市内企業等より広告料等を求めるべき。 ・NPO組織を設立し、支援事業を移行すべき
7	東西大学交流サッカー大会開催事業補助金	(財)静岡県サッカー協会中西部支部に対し、大学と地域の高校の交流試合を行う東西大学交流サッカー大会の開催に要する経費を補助(10万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・会計の透明性を図るべき。 ・事業費内訳のチェックと広報の強化が必要。 ・小中学校の児童・生徒クラブチームの育成に力を入れるべき。
8	焼津市スポーツ少年団育成事業補助金	焼津市スポーツ少年団本部に対し、スポーツ少年団育成事業(大会開催、指導者研修)に要する経費を補助(14万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの子供を対象にして効果をあげるべき。 ・補助金の根拠を明確にする。
9	焼津市体育協会体育振興事業補助金	焼津市体育協会に対し、体育振興事業(加盟団体育成強化、大会・講習会等)に要する経費を補助(608万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人化の計画も近い将来ないとのことなので、市への返却も含め財団法人化のための積立金を再検討すべき。 ・市の会計監査をすべき。 ・協会の運営方法について指導する必要がある。
10	大富地区スポーツクラブ事業補助金	総合型地域スポーツクラブ事業を実施する大富地区スポーツクラブに対し、その事業運営に要する経費を補助(17年150万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「体育振興事業」と統合できないか。 ・成功事例をもとに他中学校区も立ち上げるべき。 ・効果、効率を意識した活動にすべき。 ・事業費管理にあいまいさを残さない。

11	焼津市指定文化財保護管理事業補助金	市指定の文化財を、所有者又は管理者が保護管理することに要する経費を補助 ア 植物 1件につき 14,360円 イ その他 1件につき 6,360円	改革改善 ・文化財的な価値や修復等にかかる総額などが文化財により違うので、定額でなく割合で出したらどうか。 ・天然記念物の消毒費等の費用は理解できるが、有形文化財の保護管理費は不要ではないか。 ・補助金単価の理論的な根拠をほしい。 ・所有者・管理者の負担は大きい。市民で守る意識・体制づくりが必要。
12	焼津市たばこ地元消費等促進事業補助金	藤枝たばこ販売協同組合に対し、たばこ消費者の地元買い付けの促進、喫煙マナーの指導及び普及等の事業に要する経費を補助(17万円)	廃止 ・2市2町で廃止を提案すべき。 ・禁煙が奨励される中、こうした補助制度が必要か疑問。 ・効果に疑問がある。
13	ゲートボール普及振興事業補助金	焼津市ゲートボール協会に対し、ゲートボール普及振興事業に要する経費を補助(38万円)	改革改善 ・他のスポーツ団体と同じ処遇にすべき。 ・会員数が減少しているので、運営方法を検討し補助金は削減すべき。 ・ゲートボールに限定することなく、高齢者がスポーツに参加できる機会を増やすべき。
14	焼津市ミニデイサービス運営支援事業補助金	高齢者の健康と生きがいを促進するため公会堂等でミニデイサービスを行うボランティア団体に対し、1箇所当たり10万円の運営補助	改革改善 ・高齢者の健康増進の面から積極的な事業展開が必要であり、サービス内容が異なるのに補助額は同額なので、一律の金額でなく活動事業量や成果に応じた補助額にすべき。 ・高齢者が増加する状況を考えると補助金額の増も仕方なしか。
15	焼津市高齢者住宅改修費助成金	在宅高齢者の日常生活の利便を図るため、廊下や階段、風呂や便所などに手摺等を設置する改修経費の1/2(10万円限度)補助	現行どおり
16	民間保育所障害児保育事業費補助金	民間保育所が行う障害児保育対策事業に要する経費を補助 月額 71,500円×各月初日現在障害児数×入所月数	改革改善 ・入所園児本人の障害の状況により適用を図るよう改善を検討すべきである。

17	民間保育所施設 運営費補助金	民間保育所の設置者が保育所の効率的かつ円滑な運営を図るための経費 (1) 定員割 1人年額 8900円×定員 (2) 償還割 年間償還金×20% (限度額 200,000円)	<u>改革改善</u> ・行政が実施すべきなら補助金でなく別の支出方法を検討すべき。 ・定員割・償還割の根拠を明確に。
18	焼津市認可保育所職員等研修事業費補助金	認可保育所における保育士及び保護者に対して行う研修に要する経費を焼津市保育園協会に補助(51万円)	<u>改革改善</u> ・繰越金が多く補助金額を再検討。 ・研修成果について検証を十分に。 ・協会が独自資金で行うべきで、職員研修は自己資金で行うべき。
19	平和プール運営事業補助金	平和プール運営事業(設備補修、維持管理、入場者監視)に要する経費を第5自治会に補助(47万円)	<u>改革改善</u> ・他の市営プールと同じ処遇にすべき。 ・自治会管理のプールへの補助の必要性について再検討すべき。
20	食品衛生事業補助金	食品衛生思想の普及宣伝に要する経費を焼津食品衛生協会に補助 10分の1以内とし、20万円を限度	<u>廃止</u> ・事業規模に占める補助金の割合が少額であり効果が不明である。 ・補助金なしでも業界として取り組んでいくべき。 ・県と活動内容が重複している。 ・繰越金が多い。
21	商店街街路灯電力料補助金	商店街団体が支払う商店街に装飾水銀街路灯の電力料を補助 30%以内で1,000,000円を限度	<u>改革改善</u> ・目的を明確化すべき。 ・コスト検討の上、自治会の防犯灯への切り替えも検討すべき。 ・防犯カメラの設置を増やし、街路灯はLEDの省エネで明るいものへ移行した方が効果がある。

22	焼津市商店街空き店舗利活用事業補助金	商店街の空き店舗を有効活用し商店街振興を図るために、商店街団体に、家賃又は借地料に要する費用の2/3以内で上限月額4万2千円の範囲内で12ヶ月分を限度として補助	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・定着してもらえるように指導を充実すべき。 ・1件あたりの補助額を減らし、機会を増やすべき。 ・気軽に止めることがないよう商店街側に申請者との面接をしっかりと行うよう指導すべき。 ・補助金受給者の現状が目的を達成できているか確認をすべき。 ・商店街振興事業補助金と整理統合や減額をすべき。 ・起業時の一時資金の貸付に変更すべき。
23	商店街振興事業補助金	商店街の活性化を図るため商店街団体等にイベント事業に要する経費を2分の1以内で補助(17年度210万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・マンネリ化させない。常に目的を確認し内容の見直しを。 ・毎年同額補助で効果があるか。 ・日常的に集客できるよう個人商店への研修事業に力を注ぐべき。 ・焼津市商店街空き店舗利活用事業補助金と整理統合や減額をすべき。 ・商店街団体各自が積極的に集客促進等の事業活動を行うべき。
24	焼津中小企業経営センター事業活動補助金	中小企業者の資質向上を図るため、協同組合焼津中小企業経営センターに、組合員に対して行う複式簿記記帳講座等の事業に要する経費を補助(43万円)	<u>廃止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・5年を目途に削減し廃止する。 ・組合員のレベル向上は自己責任で。 ・県内での補助金支給は焼津市のみ。 ・マンネリ化している。 ・支給目的を明確にすべき。
25	商工会議所等事業補助金	地域産業経済の振興発展を図るため、焼津商工会議所に商工振興対策事業等に要する経費を補助(915万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証は実施すべき。 ・事業にマンネリ、硬直化したものがあり、常に時代にあった柔軟な活動が求められる。 ・活動領域が増え、コストが増大しているため検討が必要。 ・毎年同一金額でよいのか疑問。

26	焼津市中心市街地活性化基本計画推進事業補助金	<p>中心市街地活性化のため、焼津商工会議所に対し</p> <p>(1)中心市街地活性化事業(ソフト事業)に要する経費の1/2以内</p> <p>(2)人材育成に要する経費の2/3以内合わせて80万円以内を補助</p>	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所を中心とした地域に中心市街地の区域設定をした理由を明確にすべき。 ・商工会議所の本来の活動ではないか。
27	焼津市経営安定資金利子補給金	<p>3千万円を限度に3年以内で融資する静岡県連鎖倒産防止資金の利子相当額(1.9%以内)を受給対象者に補助</p>	<p>現行どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給でなく、倒産等不測の事態に企業が金融機関より不足資金を借りやすくできる方法を考えるべき。
28	焼津市緊急経営対策特別資金利子補給金	<p>売上高が5%以上減少している中小企業者の運転資金・設備資金を運転資金1千万円、設備資金2千万円を限度に7年以内で融資する緊急経営対策特別資金の利子の一部を金融機関に補助</p>	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給でなく、倒産等不測の事態に企業が金融機関より不足資金を借りやすくできる方法を考えるべき。 ・金融機関に支給せず、直接受給対象者に支給すべき。 ・金融機関に制度融資を積極的に進めるよう求める。
29	焼津市小口資金利子補給金	<p>小規模事業者に対し事業資金等を700万円を限度に5年以内で融資する小口資金の利子の一部を金融機関に補助</p>	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給でなく、倒産等不測の事態に企業が金融機関より不足資金を借りやすくできる方法を考えるべき。 ・金融機関に支給せず、直接受給対象者に支給すべき。 ・金融機関に制度融資を積極的に進めるよう求める。
30	焼津市短期経営改善資金利子補給	<p>中小企業者等に対して仕入れ等の資金を企業700万円、組合1500万円を限度に5ヶ月以内で融資する県短期経営改善資金の利子の一部を金融機関に補助</p>	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給でなく、倒産等不測の事態に企業が金融機関より不足資金を借りやすくできる方法を考えるべき。 ・金融機関に支給せず、直接受給対象者に支給すべき。 ・金融機関に制度融資を積極的に進めるよう求める。

31	焼津市労働者福祉向上推進事業補助金	労働者福祉の増進を図るため、焼津地区労働者福祉協議会に対し労働者の福祉が向上すると認められる事業に要する経費を補助(17年度 25万円)	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越金があり19年度の補助金支給は不要ではないか。 ・協議会未加入者への対応を要する。 ・他の補助事業と併せて再編すべき。 ・目的と直接関係ないものが対象となっているので減額すべき。 ・事業の中に目的と関係ないものがあるので、減額し事業を目的とあつたものに整理する。
32	オータムフェスト in やいづ開催事業補助金	実行委員会に対し、オータムフェスト in やいづ事業に要する経費の5分の4以内、300万円を限度に補助	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来は市民が自ら作るイベント。 ・マンネリ化しないよう、情報発信していくべき。 ・効果が不明であり、行政の関与の見直しを要する。
33	地場産品販路拡大事業補助金	地場産業製品の販路拡大を支援し、その振興と発展を図るため、中小企業者等に対し、市外で開催される県規模以上の展示会又は見本市へ出展する事業に要する経費の1/2以内、30万円限度に補助	<p><u>廃止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大の効果があるか疑問。効果のある活動を再検討すべき。 ・利用する企業が固定しており公平性の点で問題がある。 ・地域産業支援が必要だが、課題を絞り、時代に合わせた支援を行っていく必要がある。 ・市・商工会議所等で共催し、市内で展示会等を企画することを望む。
34	静岡県家具見本市事業補助金	家具産業の振興等を図るため静岡県家具工業組合に対し、静岡県家具見本市事業に要する経費を補助(20万円)	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の自主性に任せるべき。 ・市内業者3社に対する補助金であり、特に保護する必要があるのか。焼津市は減額を要望すべき。 ・より効果がある事業がないか再検討すべき。

35	焼津海上花火大会事業補助金	焼津市観光協会に対し、焼津海上花火大会事業に要する経費を補助(17年 1100万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト意識をもってもらおう。 ・効果がどの程度あるか、財政状態の悪い中、市民の考えを調査すべき。 ・報償費、委託料等多額の出費があるので、何年かに一度は領収書をチェックすべき。 ・人を集められる分野に力を入れる必要はあり、低コストで効果が得られる方法を検討すべき。 ・PRの仕方、関係機関との連携等、工夫していく必要がある。 ・ボランティアを活用すべき。
36	焼津市観光協会運営費補助金	焼津市観光協会に対し、運営に要する経費の内、人件費、事務費及び会議費を補助(1,450万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃の安い所に移転をすべき。 ・人件費等固定費が負担になっているので、効率化をすべき。 ・自主財源比率を上げてもらう。 ・PRの仕方、関係機関との連携等、工夫していく必要がある。 ・ボランティアを活用すべき。
37	焼津市観光事業補助金	焼津市観光協会に対し、焼津市の観光振興及び観光客誘致のため行う事業に要する経費を補助(400万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費を見ると活動費が少なく、人件費等固定費が負担になっているので、効率化をすべき。 ・事業内容が絡み合っており、補助金の対象事業がわかりにくい。 ・PRの仕方、関係機関との連携等、工夫していく必要がある。 ・自主財源の確保やボランティアの活用をすべき。
38	漁業資料館管理運営事業補助金	焼津漁業協同組合に対し、漁業資料館の管理運営に要する経費のうち、光熱費及び公租公課を補助(17年度 232万円)	<u>廃止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の自主性に任せ、建物の有効活用を勧めるべき。 ・利用時間等来場者のことを考えたものとは言い難い。資料館の運営に関し焼津漁協と協議すべき。 ・資料館の将来のあり方方向性を早期に決定し、けじめを早くつけたほうが良い。 ・市として必要なものは所有権を市に移転し展示保管すべき。

39	焼津船員後継者 対策事業補助金	船舶職員の確保を図るため、全国水産高校を訪問し、焼津漁業の実態について理解を促すこと並びにそのための資料である焼津漁業就職ガイドブックの作成及び配布を行うことに要する経費の1/2以内を補助(17年度37万円)	<u>廃止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の船主等が国内の船員を求めているか疑問。 ・日本人の船員不足の解消は期待出来ず廃止すべき。 ・船員限定でなく、水産加工業等水産業全体に広げたらどうか。 ・ガイドブックだけでは効果はない。 ・ホームページ等へ媒体を変えていく工夫が必要。
40	遠洋漁業水揚確保対策事業交付金	漁船用重油価格の高騰に鑑み、遠洋鯉鮪漁業経営の基盤強化と加工用原魚の安定確保を図るため、漁業用燃油を購入した経費の10%に相当する額以内等を補助(2000万円)	<u>廃止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・油に対する補助より魚市場の活性化の方法を探ることを望む。 ・「漁業の町」として水産関係の活性化を行政も協力して図るべき。 ・燃費の10%を補助するだけでは効果がない。水産業振興のため他の事業を立ち上げるべき。 ・他の分野での方面に力を入れることにより、水産の底上げを図るべき。
41	自治会振興事業等（自治会振興事業）補助金	地域の自治振興を図るため、自治会に、 ①1自治会あたり 35,000円 ②1世帯あたり 1,000円 を補助	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の収支報告（決算）、規約、会則を収集し、役員報酬の実態を並列して把握する必要がある。活動の内容をチェックし、行政サイドで市民サービスの均一化、公平性に照らして格差が小さくなるように指導できる態勢を作る必要がある。 ・自主性が基本であるが、格差の発生や不透明な扱いがないように指導すべき。 ・自治会への加入、地域活動への参加の促進を図る必要がある。
42	自治会振興事業等（自治会交通安全会事業）補助金	交通安全の啓発を図るため自治会に定額 1自治会あたり 30,000円を補助	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自主性が基本であるが、格差の発生や不透明な扱いがないように指導すべき。

43	焼津市自治会連 合会事業補助金	自治会連合会に対し、運営等に関する経 費を補助(17年度 337万円)	<u>改革改善</u> ・視察研修の報告会を開催し自治会 の活動に活かす必要がある。 ・視察は絶対に必要というものでは ない。目的、視察先の検討、実施結 果の報告が必要である。 ・事業内容が不明確で、親睦団体 のように思われる。 ・連合会の活動内容の確認をすべき。
44	自治会振興事業 等(自治会防犯 灯維持管理事 業)補助金	地域の防犯環境整備を行う自治会の負 担軽減を図る 定額 1灯あたり 1,360円(電気料の 6/10)を補助	<u>改革改善</u> ・商店街の防犯灯と統合してコスト を削減すべき。 ・維持費が増加することが問題であ り、LEDへの切り換え等電気料が かからない機器を導入すべき。
45	焼津市国際友好 協会事業補助金	焼津市国際友好協会に対し、情報の収集 及び提供、広報活動、国際友好団体への 支援活動等に要する経費を補助 (17年度 273万円)	<u>改革改善</u> ・活動内容を確認し、補助金を決め るべき。また、さらに国際友好が広 がる方法を検討すべき。 ・国際交流は大切である。
46	第5福竜丸事件 6.30市民集会事 業補助金	第五福竜丸事件6.30市民集会運営委 員会に対し、第五福竜丸事件6.30市民 集会の開催運営等にかかる経費を補助 (17年度 57万円)	<u>改革改善</u> ・参加者記念品、バス借上げは不要。 ・集会の運営方法について検討すべ き。 ・市民の自発的参加を促すべき。 ・市の補助金ではなく、市民の活動 にて行うべき。 ・本当に市内の小中学生に忘れない ようにさせるには、6年生までの間、 必ず1回は参加させる手段と文集等 の書いたものを読んで意識が高まる ことをすることが必要である。 ・意義は大きいが開催自体が目的化 しないようにする。
47	非核・平和推進 事業補助金	実行委員会に対し、「平和のための戦争 展」の開催に要する経費の1/2以内を 補助 (17年度 50万円)	<u>廃止</u> ・他の市民活動と同列に検討すべき で特別扱いすべきではない。 ・核廃絶には大きな団体があり、そ れぞれ独立して活動している。 ・市の補助金でなく、市民の活動に て行うべき。

48	焼津市自治会防犯灯設置事業補助金	犯罪防止のため防犯灯を設置する自治会に対し 既設柱利用 1灯 14,000円限度 ポール新設 1灯 24,000円限度を補助	<u>改革改善</u> ・積極的に防犯カメラの導入を考え、実施していくべき。 ・電気料のかからない機器を導入すべき。 ・他課の類似事業との連携・調整が必要である。
49	焼津地区防犯協会事業補助金	焼津地区防犯協会に対し、市民に対する防犯思想の高揚と共に、警察所長が委嘱する地域安全推進員等による地域安全活動の支援事業に要する経費を補助(404万円)	<u>改革改善</u> ・会計基準を明確にすべき。 ・コストアップにならない改善を常に実施すべき。 ・全額補助しており、実質的に委託ではないか。委託であれば運営方法を検討し削減すべき。 ・防犯カメラの設置の検討を。
50	焼津地区安全運転管理協会事業補助金	交通事故防止を図るため、焼津地区安全運転管理協会に対し、市と共催して実施する交通安全フェスティバル(事業所別無事故無違反コンクール)事業に要する経費を補助(76万円)	<u>改革改善</u> ・マンネリ化している。 ・参加しない人も増えており公平性に疑問がある。 ・毎年同額補助ではなく金額を検討すべき。 ・コンクール開催に効果があるか。 ・参加者の減少対策も含めて、より効果のあるものに変えていく。 ・安全運転管理者・運行管理者の指導強化と若者ドライバーの順法意識の徹底を。
51	焼津市交通安全対策事業補助金	焼津市交通安全対策協議会に対し、交通事故防止の啓蒙等を実施する交通安全協会焼津地区支部の事業、車両の駐車方法等の啓蒙を実施する焼津地区交通安全活動推進委員協議会の事業、自転車街頭指導等行う自転車商組合志太支部焼津地区の事業、婦人・子供・高齢者を対象に交通安全の啓蒙を図る焼津市交通安全母の会の事業に要する経費を補助(30万円)	<u>改革改善</u> ・目的が同一の補助金は一本化して支出し、事業内容及び財産等支出を含め常に検証すべき。 ・適正に会計処理が行われているか疑問。 ・繰越金が多いので削減し、将来的に廃止すべき。 ・全額補助金しており実質的に委託ではないか。 ・自転車商組合志太支部活動は営業活動であり補助金支出は疑問。 ・自転車預り店を含めた顧客に指導・助言できる施策の検討が必要である。

52	焼津市交通安全指導員会事業補助金	焼津市交通安全指導員会に対し、交通安全指導員会の活動に要する経費を補助(136万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の使途のチェックは必ず行う。 ・親睦及び会議費等が多く使途の確認が必要。 ・他の交通安全団体との連携を強めてもらい、効率化を計り、より少ないコストで効果的な活動をするようにしてもらうべき。 ・街頭走行広報は、聞き取りにくく効果があるか疑問。 ・バス広告等を検討してはどうか。
53	焼津市まちをきれいにする運動推進事業費補助金	焼津市まちをきれいにする運動推進協議会に対し、清掃活動及び環境美化啓発事業に要する経費を補助(68万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rを教育し、ごみとは何かを幼・小・中で理解をさせる。 ・繰越金が多いため減額をすべき。 ・ポスターコンクールのあり方を見直すなど、マンネリ化しないよう事業の見直しが必要。
54	焼津市環境衛生自治推進事業補助金	環境衛生の向上を図るため、環境衛生自治推進協会に対し、実施する事業に要する経費を補助(160万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自主性に任せているように思われるが、活動が均一、公平になるよう検討すべき。 ・これからの活動に活かすべく、視察研修の報告をすべき。
55	焼津市分別収集協力事業補助金	焼津市環境衛生自治推進協会に対し、分別収集協力事業に要する経費を補助(17年度 667万円)	<u>改革改善</u> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業と連携・統合すべき。 ・決算報告では補助金の支出先が不明。 ・広報を強化し補助金を削減すべき。 ・会議や研修費用が妥当か要検討。 ・古紙等は市場価値が発生し古紙業者の活動が回復しており、補助は不要。
56	焼津市ねこの去勢・不妊手術補助金	飼養する捨てねこの去勢手術又は不妊手術に要する経費のうち 雌1匹につき7,500円 雄1匹につき5,000円を補助	<u>廃止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・猫の出産数は多く早急な対策を集中的にすべきで補助金では対応できない。 ・啓発活動だけでなく捕獲器の使用や登録制度の活用等も動物愛護団体等と話し合いながら進めるべき。

57	焼津市生ごみ堆肥化処理容器等設置事業補助金	<p>一般家庭の生ごみ減量化・資源化のため</p> <p>①コンポスト 購入価格 1/2 限度額 3 千円</p> <p>②電気処理機 購入価格 1/3 限度額 3 万円</p>	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト、生ごみ処理機の全市における利用状況を調査する。 ・電気式補助を減額すべき。 ・チップ型を屋外に置けるよう研究開発すべき。
58	焼津市身体障害者デイサービス事業補助金	<p>身体障害者の機能向上等のため焼津福祉会に対し、「花・はな」で行うデイサービス事業に要する経費のうち赤字分を補助(17 年度 1202 万円)</p>	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・この施設では負担金を徴収していないが、送迎費・入浴サービスは自己負担すべき。 ・他の施設の利用料より安く利用できるのは不公平。 ・経費を抑える努力をした上で、補助金額を再設定すべき。 ・事業内容が特殊とはいえ、人件費割合が高いのではないか。 ・サービス内容を検討すべき。
59	焼津市知的障害者デイサービス事業補助金	<p>知的障害者の機能向上等のため、社会福祉法人富水会に対し、デイサービス事業を行う「わかふじ」の運営費を補助(17 年度 194 万円)</p> <p>赤字分を利用者実績(4 人)に応じ負担</p>	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害と身体的障害では、サービス内容、量が当然異なるはずであるが、人的要因が同質のサービス事業となっている。関係市町と連携し、サービス内容を分別し事業展開すべき。 ・効率的に対応すべき。 ・施設整備及びサービスの質的向上が求められる。
60	農業振興女性の会育成事業補助金	<p>地域の女性農業従事者の中心的担い手組織である焼津市農業振興女性の会に対し、地域農業を担う人材育成事業に要する経費の 1 / 2 以内を補助(10 万円)</p>	<p><u>廃止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業は営利事業であり、JA の本来の事業である。他の事業者は、自社負担で研修・研究等を行っている。
61	農業振興会育成事業補助金	<p>地域農業の中心的担い手組織である焼津市農業振興会に対し、認定農業者制度推進事業、地域づくりプロジェクト事業及び地域農業を担う人材育成事業に要する経費の 1 / 2 以内を補助(20 万円)</p>	<p><u>廃止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業は営利事業であり、JA の本来事業である。他の事業者は、自社負担で研修・研究等を行っている。 ・効果的な事業展開を図るため、農事法人化、貸農地、ブランド化等自らが事業展開してから補助すべき。 ・少人数の団体なので、効果が得られないのでは。農業をやり易くする事業を新たに立ち上げるべき。 ・意義付けを時代に合わせて明確にすべき。

62	焼津市景観形成 作物推進事業補 助金	大井川農業協同組合に対し、転作水田に 花などを植える場合に、種子代の4/5 を補助(17年度31万円)	<p><u>廃止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業は営利事業であり、JAの事業の一つでもあるのでJAで実施すべき。 ・生産調整が続く限りずっと助成し続けなければ、休耕田が荒れる一方というより、耕作し収穫し続ける手段や方策を考えて実践していくべき。 ・転作作物を学校給食で食材として安定供給する仕組みづくりを検討すべき。 ・他の景観事業と統合すべき。
63	中学校部活動後 援事業補助金	生徒の体位向上、文化振興を図るため、 中学校部活動後援会に対し、大会出場経 費を補助(17年度221万円)	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に任せているため、配分が不透明。必要な物を購入しているか現場調査すべき。公平性、透明性の評価システムが必要である。 ・どの程度効果があるか把握しづらいので、状況調査を数年に一度は行うべき。
64	中学校部活動後 援事業(物品購 入)補助金	生徒の体位向上、文化振興を図るため、 中学校部活動後援会に対し、物品購入費 を補助(80万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・遠征先の宿泊施設はどのようなものか等も含めて見直しが必要。 ・大会宿泊費等、大会出場経費の自己負担額を増やし補助額を減額すべき。
65	焼津市民生児童 委員活動事業補 助金	焼津市民生児童委員協議会に対し、民生 児童委員の活動に関する行政機関との 連絡調整、民生児童委員相互の連絡調整 及び研修事業に要する経費を補助(249 万円)	<p><u>改革改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越金が多いため減額か事業内容の強化を検討すべき。 ・補助の基準を明確化すべき。 ・新年交流会、退任慰労積立金、互助共励費等の支出は適正か疑問。 ・市職員に依存している活動を自立させるべき。 ・交付金と補助金の区別を明確化すべき。 ・研修を地域活動に反映させるべき。

66	焼津市社会福祉協議会活動推進事業補助金	焼津市社会福祉協議会に対し、社会福祉事業の総合的企画等の社会福祉協議会活動推進事業に要する経費を補助 (17年度 1804万円)	<u>改革改善</u> ・積立金等の目的明確化が必要。減額や事業活動を見直すべき。 ・年々補助金（人件費）が増えており歯止めが必要。 ・職員業務に応じた実績の評価を。
67	焼津市社会福祉協議会福祉活動専門員・専任職員設置事業補助金	焼津市社会福祉協議会に対し、民間社会福祉活動のリーダーとなる福祉活動専門員・専任職員の設置に要する経費を補助(17年度 1208万円)	・協議会全体の貸借対照表、損益計算書、財産目録の報告が必要。 ・補助金額多いので毎年監査すべき。 ・市の実施すべき事業なら、補助金以外の支出科目にすべき。 ・社会福祉協議会の事業を特化・分離するのは組織の肥大化につながる。
68	福祉総合相談事業補助金	焼津市社会福祉協議会に対し、地域住民のあらゆる福祉相談に対応するため、福祉相談所を設置して行う相談事業に要する経費を補助(17年度 497万円)	・外部監査を導入し、透明性・公平性を明確にすべき。 ・人員を増やさずに業務ができる制度を導入し、コスト削減意識を植え付けるべき。 ・
69	遺族援護活動及び戦没者顕彰事業補助金	焼津市遺族会に対し、遺族援護活動及び戦没者顕彰事業に要する経費を補助 (25万円)	<u>改革改善</u> ・事業内容を再検討し見直すべき。 ・支部・相談員手当の支給は適正か疑問。 ・遺族会のあり方が変わることも考えられ、数年に一度は見直しが必要ではないか。
70	更生保護事業補助金	焼津地区保護司会に対し、犯罪をした者の更生保護事業に要する経費を補助 (41万円)	<u>改革改善</u> ・事業内容を再検討すべき。 ・多額の運用資金があるので、補助金は減額ないし1～2年見合わせるべき。
71	身体障害者福祉事業補助金	焼津市身体障害者福祉協会に対し、レクレーション事業やスポーツ大会等の身体障害者福祉事業に要する経費を補助(39万円)	<u>改革改善</u> ・年間支出の1/4が役員活動費・研修費であり改善すべき。 ・基金の目的が明確でないので、補助金は減額ないし1～2年見送るべき。 ・参加者が少なくなっており必要性がなくなっているかもしれないので、事業内容を検討すべき。

72	焼津市福祉のまちづくり推進事業補助金	自治会等に対し、公会堂、集会場等への障害者、高齢者等に配慮した廊下、階段、便所等の施設整備に要する経費を補助 経費の 1/2 以内、25 万円限度	<u>改革改善</u> ・利用の促進を図るべき。 ・自治会所有の公会堂は、ある意味公共施設で、市（行政）当局が負担すべきではないか。
73	焼津市知的障害者更生施設「大井川寮」整備事業費借入金償還事業補助金	社会福祉法人焼津福祉会に対し、知的障害者更生施設「大井川寮」の施設整備に関する借入金の償還に要する経費を補助(66 万円)	<u>改革改善</u> ・借換え等も考えられるので、時代状況に合わせた適切な処理をすべき。 ・平成 18 年 4 月新法の施行に伴う契約等の見直し等を再点検し、既入所条件と新法での入所条件が公平になるようにすべき。 ・関係市町と協議し運営に問題がないか見守るべき。
74	焼津市中心身障害者生活寮運営事業補助金	社会福祉法人焼津福祉会に対し、心身障害者生活寮「睦寮」及び「第二睦寮」の運営に要する経費を補助(100 万円)	<u>改革改善</u> ・当期末支払資金残高が多く、運営費補助が必要か検討すべき。 ・民間に委託する方式、グループホーム方式等を検討すべき。 ・委託費の計算内容も検討すべき。 ・会計監査をすべき。
75	焼津市知的障害者通所授産施設「ワークすばる」整備事業費借入金償還事業	社会福祉法人焼津福祉会に対し、知的障害者通所授産施設「ワークすばる」の施設整備に関する借入金の償還に要する経費を補助(143 万円)	<u>改革改善</u> ・金利上昇によりスライドされないよう指導すべき。 ・関係市町と協議し運営に問題がないか見守るべき。 ・借換え等も考えられるので、時代状況に合わせた適切な処理をすべき。
76	焼津市知的障害児通園施設「ポプラ学園」運営事業補助金	社会福祉法人焼津福祉会に対し、知的障害児通園施設「ポプラ学園」運営事業に要する経費を補助(17 年度 710 万円)	<u>改革改善</u> ・民間企業より賃金が高いので改善すべき。 ・関係市町と協議し運営に問題がないか見守るべき。 ・人員削減を図るよう指導すべき。
77	焼津市知的障害児通園施設「ポプラ学園」整備事業費借入金償還事業補助金	社会福祉法人焼津福祉会に対し、知的障害児通園施設「ポプラ学園」の施設整備に関する借入金の償還に要する経費を補助(17 年度 397 万円)	<u>改革改善</u> ・借換え等も考えられるので、時代状況に合わせた適切な処理をすべき。 ・減額支給ができないか検討すべき。

78	少年少女合唱団 音楽活動事業補助金	焼津市少年少女合唱団に対し、当市の合唱団としての演奏活動等に要する経費を補助(75万円)	<u>改革改善</u> ・定額でマンネリ化している。 ・補助対象の明確化が必要。 ・収支決算書では補助が有効活用されているか把握できない。 ・個人負担があってもよいのでは？ ・成果把握をもっとすべき。
79	焼津市校長教頭会 研修事業補助金	焼津市校長教頭会に対し、校長会及び教頭会が行う研修事業に要する経費を補助(49万円)	<u>廃止</u> ・2年を目途に廃止すべき。 ・民間では自己啓発費用は自己負担が原則である。
80	焼津市環境教育 事業補助金	小・中学校環境教育研究会に対し、環境教育事業に要する経費のうち講師の謝礼、印刷製本費、消耗品費、備品購入費等を補助する。(1校10万円以内…H19は1校5万円以内)	<u>改革改善</u> ・各学校へ同額支給しているのみでなく評価実績に応じて配分をすべき。 ・目的、使途の明確化を望む。 ・入札で一括購入をすべき。 ・義務教育費として支給すべきでは。
81	教育研究指定事業 (市指定) 補助金	焼津大井川地区教育研究会に対し、市が指定した学校が学習指導方法の改善を目的として授業研究、講演、研究集録の発行等を行い、その成果を発表することにより教育水準の向上を目指す教育研究事業に要する経費を補助(1校20万円以内、40万円)	<u>改革改善</u> ・成果がわかりづらい。研究をやっていること自体で満足しないようにすべき。 ・研究の充実に費用をかけ、発表に要する費用は極力抑えるべき。 ・各学校へ同額支給しており、目的、使途の明確化を望む。 ・教育なら補助金以外で支給すべき。
82	財団法人焼津市 振興公社文化振興 事業補助金	焼津市の文化振興を図ることを目的に、財団法人焼津市振興公社に対し、自主文化事業(クラシックコンサート・ポピュラーコンサート・演劇・ミュージカル・伝統芸能など国内外の優れた芸術家を招いた公演、および映画、展示会など)を開催し、市民が優れた芸術文化作品に接する機会を提供するための経費を補助(1000万円)	<u>改革改善</u> ・1000万円を前提に補助を行わない。 ・事業の位置付けを明確にする。 ・収支決算報告資料を明確にする。 ・公社運営に外部の参加を検討する。 ・外部による監査をすべき。 ・文化会館を最大限活用すべき。 ・補助金の削減を検討すべき。 ・市民に目が向いた事業の拡大が重要。
83	焼津市文化連盟 団体活動事業補助金	郷土文化の発展興隆のため、焼津市文化連盟に対し、所属する様々な部門の行う文化活動に要する経費を補助(34万円)	<u>廃止</u> ・マンネリ・権益化している。 ・団体が十分に機能しており、団体育成にあたらぬ。 ・積立金及び繰越金が充分にある。

84	焼津市民吹奏楽 団体活動事業補 助金	市民のアマチュア音楽の研究及び市民の音楽意識の高揚を図るため、焼津市民吹奏楽団に対し、演奏技術の研究活動や自主事業として一般からの演奏依頼による演奏、全日本吹奏楽コンクールへの出場等に要する経費を補助(47万円)	<u>改革改善</u> ・補助金ではなく、式典演奏の謝礼を支出する形式に改めるべき。 ・楽器を団で買わず、自己負担すべき。
85	焼津市青少年健 全育成市民会議 活動事業補助金	次世代を担う青少年の健全育成のため、青少年健全育成市民会議に対し、市民会議活動加盟団体実践発表会及び青少年健全育成活動奨励事業に要する経費を補助(17年度 74万円)	<u>改革改善</u> ・コミュニティ活動推進事業補助金と統合すべき。 ・マンネリ化しており事業の見直しをすべき。 ・各団体の事業内容にバラツキがあるが平等であるべき。 ・支出を見直すべき。
86	焼津市コミュニ ティ活動推進事 業補助金	社会教育の振興を図るため、公民館単位に設置されているコミュニティ活動推進団体に対し、地域の生活文化向上、体育振興等のコミュニティ活動に要する経費を補助(1団体 110万円以内)	<u>改革改善</u> ・運営方法の検討すべき。 ・協議会で職員を雇用する方法を改め、公民館職員にすべき。 ・サービス内容、会費負担が同一でないので運営を検討すべき。 ・青少年健全育成市民会議活動事業補助金と統合すべき。
87	農業共済事業補 助金	静岡県中部農業共済組合に対し、農業共済事業に要する経費のうち事務費を補助(17年度 250万円)	<u>改革改善</u> ・マンネリ化している。 ・運営費が多く違和感がある。組合職員の縮小を検討すべき。 ・共済事業の収支は原則的には共済掛金で負担すべき。本来は農協の事業ではないか。 ・国・県・市の補助金支給は農業関係者以外は理解に苦しむと思う。5市7町での検討で縮小されたい。
88	スクミリングガ イ緊急防除事業 補助金	スクミリングガイによる被害を防止するため、大井川農業協同組合に対し、水田等にキタジンプを散布する事業に要する薬剤費を補助(17年度 136万円)	<u>改革改善</u> ・一時的に費用がかかるとしても、完全除去できる方法を検討すべき。 ・農業経営者・農協等の努力を望む。 ・水田の昆虫や雑草も食べる合鴨による防除を進める。 ・近隣自治体とも連携して徹底的に防除していく。
89	焼津市高草土地 改良区事業費補 助金	焼津市高草土地改良区に対し、土地改良区の運営及び施設の維持管理に要する経費を補助(17年度 291万円)	<u>改革改善</u> ・繰越金の額が大きく削減可能。 ・借入金金利の削減を検討すべき。

90	焼津市私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の設置者に対し、私立幼稚園の運営に要する経費で園児負担の軽減上特に必要があると認めるもの等を補助(1905万円)	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園での受入に限度がある中で補助金支給は理解できるが、私立である限り経営努力を強く求めるべきで、配分方法に経営努力割合を算入すべきでは。 ・経営努力により補助単価を改定。 ・補助金の支払先を保護者（私立幼稚園に通う）にしたらどうか。 ・期限を切って削減すべき。
91	焼津市私立幼稚園教職員研修事業費補助金	焼津市私立幼稚園協会に対し、私立幼稚園教職員研修事業に要する経費を補助(28万円)	<p>廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業では、研修などは自己負担している。私立幼稚園も同様とすべき。 ・決算内容より自己負担が可能。
92	地域ぐるみの学校安全・安心推進事業交付金(小中学校)	<p>教職員や保護者等で組織された小中学校区に設置された防犯組織等に対し、地域ぐるみの安心・安全推進事業に要する経費のうち備品購入費及び消耗品費、講師の謝礼等を補助</p> <p>1小中学校区につき 10万円以内</p>	<p>改革改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区に任せきりにしないで、目標レベル等を設定して達成状況を毎年チェックしていく。 ・防犯組織等の長が校長・PTAであるが統一してはどうか。 ・防犯に関係する他事業との連携・統合によりコストダウンできると思う。 ・3年間で整備するハード、ソフトを統一し、2年目でチェックして地域毎修正を求める。

焼津市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、焼津市が交付する補助金等の交付の申請、決定その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金及び助成金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるものをいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業等を行う者をいう。

(通則)

第3条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の重要な財源でまかなわれているものであることを特に留意し、補助金等の交付の目的に従つて公正かつ効率的に行わなければならない。

2 補助金等の交付に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を市長が定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び代表者氏名
 - (2) 申請者の住所又は所在地
 - (3) 補助事業等の目的及び内容
 - (4) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、当該事業等の完了の予定期日その他当該事業等の遂行に関する計画
 - (5) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の営む主な事業
 - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (3) 補助事業等に係る予算書
 - (4) 補助事業等の効果
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添

付書類は、補助事業等の内容により市長が特に必要と認めるときは、省略することができる。

(交付の決定)

第5条 前項の規定により補助金等の交付の申請があつたときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助金等を交付すべきであると認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について、所要の修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 前条の規定による交付の決定に際して、その目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他当該事業に要する経費の使用方法に関する事項

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(決定等の通知)

第7条 補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に補助金等交付決定書により通知するものとする。

2 補助金等の交付が適当でないとして認めるときは、その旨を補助金等の申請をした者に補助金等不交付決定書により通知するものとする。この場合においては、補助金等を交付しない理由を示さなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

(2) 補助事業者が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第7条第2項の規定は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令の規定に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行うとともに、補助金等を他の用途に供してはならない。

（報告及び調査）

第11条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者から報告を徴し、又は関係職員に補助事業等の関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告又は調査に協力しなければならない。

（事業遂行の指示）

第12条 前条第1項の報告又は調査により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を指示することができる。

3 前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を指示する場合においては、補助事業者が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する日までにとらないときは第9条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（補助金等の額の確定）

第 14 条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

（支払い）

第 15 条 補助金等の支払いは、前条の規定による交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するため市長が特に必要と認めるときは、交付すべき補助金の額の 100 分の 80 以内において補助金の概算払又は前金払をすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（是正のための措置）

第 16 条 第 13 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

（決定の取消し）

第 17 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれらに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第 7 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

（返還）

第 18 条 補助事業者は、補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、市長が定める期限までにその返還をしなければならない。

2 補助事業者は、交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、市長が定める期限までにその超える部分の補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金等の目的を達成するため特に必要があると認めて指定するもの

(細目)

第 20 条 この規則で定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容、交付の額、様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めて告示する。ただし、補助金等の種類に応じ、告示を要しないものと認めるものは、この限りでない。

(交付の特例)

第 21 条 補助金等(国又は県から交付を受ける補助金等を直接その財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付する補助金を除く。)の交付の目的を達成するため市長が特に必要があると認める場合は、当該補助金等に係る予算が成立する以前に完了した事務又は事業に対して当該補助金等を交付することができる。この場合において、第 6 条及び第 9 条から第 16 条までの規定は適用しない。

2 前項の場合においては、第 4 条第 1 項第 4 号中「当該事業等の完了の予定期日」とあるのは「当該事業等の完了した期日」と読み替えるものとする。